



経営所得安定対策だより第7号です。

今回は4月から受付が始まる固定払及び21年産収入減少補てんの交付申請に関するお知らせなどです。



## 目次

1. 麦・大豆から米粉用米・飼料用米等に転換される方の固定払の申請について
2. 収入減少補てんの交付申請書の作成に関する留意点
3. 対策加入者の方々への重要なお知らせ



## 1. 麦・大豆から米粉用米・飼料用米等 (※) に転換される方の固定払の申請について

- 戸別所得補償制度モデル対策の水田利活用自給力向上事業では、米粉用米・飼料用米等を作付けした方に対し、生産コストと販売収入の差額の補てんとして、8万円/10aを助成することとしています。
- 一方、固定払も麦・大豆の生産コストと販売収入の差額の一部を補てんするものです。
- 麦・大豆から米粉用米・飼料用米等へ作付転換し、8万円/10aの助成を受ける場合には、二重の補てんとならないよう、作付転換分の固定払を辞退することが必要です。

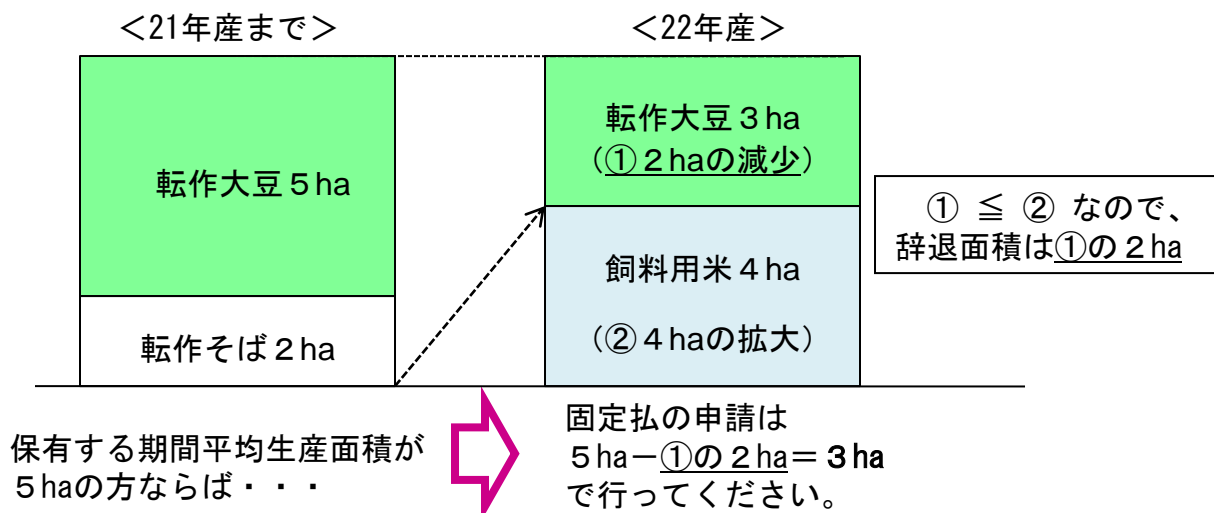
〔 なお、不作付を解消して新規需要米を作付けるなど、麦・大豆の作付面積が減らない場合は辞退の必要はありません。 〕

※ 水田利活用自給力向上事業の戦略作物のうち米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲を言います。

麦・大豆から米粉用米・飼料用米等に作付転換し、水田利活用自給力向上事業の助成（8万円/10a）を受けの方は、同事業の助成に当たって「経営所得安定対策固定払交付辞退申告書」の提出が必要となっておりますので、固定払の交付申請時に併せて提出してください。

- 上記に該当する方が固定払を辞退していただく面積は、
  - ① 21年産から22年産にかけての麦・大豆の作付の減少面積
  - ② 21年産から22年産にかけての米粉用米・飼料用米等の作付拡大面積
 のいずれか小さい方の面積が基本となります。
- この場合、固定払の交付申請を行う際には、申請書（様式第4号「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書）の期間平均生産面積の欄に、ご自分の保有する期間平均生産面積から、上記の面積を差し引いた面積を記載して提出することになります。その際には、水田利活用自給力向上事業の助成に当たって必要となる「経営所得安定対策固定払交付辞退申告書」を提出してください。

【大豆から飼料用米への転換の例】



※ 過去の生産実績がない場合の支援策を受けている方、既に米粉用米・飼料用米等の生産に取り組んでいる方などは、計算方法が異なる場合もありますので、お近くの農政事務所、水田協議会にご確認ください。



**ご注意ください。**

- 固定払の申請期限は、従来どおり9月30日までです。
- 複数品目の期間平均生産面積を保有している場合、どの品目の期間平均生産面積を辞退するかは、申請者の任意です。
- 辞退を申出た後、米粉用米・飼料用米等への転換面積が変わっても、原則として固定払の追加交付・返納手続きは行いません。
- 固定払を辞退しても保有する期間平均生産面積は減少しません。

## 2. 収入減少補てんの交付申請書の作成に関する留意点

4月から21年産の収入減少補てんの交付申請がはじまります。  
記載例を参考に、交付申請書を作成して頂きますようお願いいたします。

農協に事務委託している場合は農協がとりまとめて申請を行います。  
交付金等も農協を通じて振り込まれます。

なお、訂正印は使えませんが、修正がある場合はお手数ですが、  
新しい様式に再度記入して提出ください。

### 記載例

様式第10号

「収入減少影響緩和交付金」の交付申請書

21年産

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 氏名 (法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード A: . . . . .

住所は、加入申請書（様式第1号）に記載した住所を記入して下さい。  
加入申請書提出後に住所の変更等があった場合は、加入申請書（様式第1号）の修正を行って下さい。  
法人、組織で申請する場合は、法人名、組織名のほか代表者の役職、氏名も併せて記入してください。

この申請書に押印する印鑑は、委任状と同一のものを使用してください。

「収入減少影響緩和交付金」の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。  
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）ないことを誓約します。

「対策加入者登録通知書」に記載されたコード（Aで始まる10桁のコード）を記入してください。（不明の場合は、農政事務所等にお問い合わせください。）

対象農産物	地域等区分	生産実績数量
対象農産物は米穀、麦（小麦・六条大麦等）、大豆が対象農産物となります。また、地域等区分欄は空欄で結構です。		kg
		kg
		kg
		kg

米については、検査各付3等級以上で販売した数量を記入してください。（交付申請を行う年産分に限る）  
また、米を個人で販売した場合は、伝票等（販売先名、販売期日、品種名、等級、量目、販売金額等が記載された納品書・請求書、受領書及び領収書等）と検査伝票により、自分で証明することになります。

農協等が作成する数量報告書等に記載されている数量を間違えずに記入してください。

(注意事項)

- 対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください。
- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、生産調整方針に従って設定された生産数量目標の範囲内としてください（加工用米等は対象外）。また、種子用に供される米穀、未検査米、自家消費用米その他の当該交付金の交付対象とならない米穀の数量については、生産実績数量には含めないでください。

- ①米穀については、生産調整方針作成者が通知した生産数量目標の範囲内としてください。
- ②麦・大豆で成績払の交付申請を行った場合は、その数量を記載してください。

**!** 自家消費用、種子用、加工用、米粉、飼料用米、未検査米、規格外は対象外です。

### 3. 対策加入者の方々への重要なお知らせ

#### 平成22年産の加入申請について

受付期間は、

**平成22年4月1日 ~ 6月30日** です。

加入申請書（様式1号）に必要事項を記入し、必要書類を添えて受付窓口へ提出してください。地域によっては、農協等で出張受付を開催します。

戸別所得補償モデル対策の加入申請とは別に加入申請することが必要となりますのでご注意ください。

#### 平成22年産における申請時期及び交付時期

平成22年産の水田経営所得安定対策の交付申請及び交付時期は以下のとおりです。

	申請時期		交付時期
固定払	平成22年9月30日まで	→	交付申請から約4週間
成績払（麦類）	平成22年 秋 ※	→	交付申請から約4週間
成績払（大豆）	平成23年3月7日まで	→	年度内に交付します。
収入減少補てん	平成23年4月30日まで	→	平成23年6月頃

※麦の成績払については、麦、大豆まとめて、3月7日までに申請することができます。

申請時期になりましたら、農政事務所、地域課よりJA等を通じて連絡いたします。また、この「経営所得安定対策だより」でもお知らせします。東海農政局ホームページにも掲載しております。

東海農政局

検索

#### 【農政事務所または、お近くの地域課へお問い合わせください】

東海農政局三重農政事務所農政推進課 津市広明町415-1	TEL 059-228-3151 中勢地域、伊賀地域
東海農政局三重農政事務所地域第一課 四日市市鶉の森1-10-2	TEL 059-353-4671 北勢地域
東海農政局三重農政事務所地域第二課 松阪市鎌田町字南沖279-1	TEL 0598-52-1511 南勢地域